

令和3年第9回美幌町議会臨時会会議録

令和3年11月30日 開会

令和3年11月30日 閉会

令和3年11月30日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 認定第 1 号 令和 2 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 4 認定第 2 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 5 認定第 3 号 令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 6 認定第 4 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 7 認定第 5 号 令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 8 認定第 6 号 令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
日程第 9 認定第 7 号 令和 2 年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 10 認定第 8 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)
日程第 11 議案第 66 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
〔美幌町役場旧庁舎解体除却工事〕
日程第 12 議案第 67 号 令和 3 年度美幌町一般会計補正予算(第 9 号)について

○出席議員

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 藤 原 公 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 稲 垣 淳 一 君 | 10 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 11 番 上 杉 晃 央 君 | 12 番 松 浦 和 浩 君 |
| 13 番 馬 場 博 美 君 | 議長 14 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 高 木 清 君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	後藤秀人君	福祉部長	河端勲君
経済部長	石澤憲君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	西俊男君	総務課長	関弘法君
財務課長	吉田善一君	社会福祉課長	片平英樹君
保健福祉課長	中尾亘君	農林政策課長	田中三智雄君
建設課長	御田順司君	教育部長	遠藤明君
監査委員事務局長	遠國求君	監査委員事務局次長	小室秀隆君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	新田麻美君		

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和３年第９回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１２番松浦和浩さん、１３番馬場博美さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る１１月２５日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１３番馬場博美さん。

○１３番（馬場博美君）〔登壇〕 令和３年第９回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る１１月２５日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、９月定例会において決算審査特別委員会に付議された令和２年度決算認定についての審査結果報告８件、議案１件、補正予算１件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りいたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と

対応をお願いし、議会運営委員会委員長としての報告いたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を１日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和３年第９回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について。

議案第６６号は、令和３年５月１２日議決の美幌町役場旧庁舎解体除却工事に係る工事請負契約の締結について、設計変更に伴う契約金額の変更について議決をいただきたいのであります。

令和３年度一般会計補正予算（第９号）については、美幌町役場庁舎駐車場整備工事の工期延長に伴う繰越明許費の設定を、新型コロナウイルスワクチン接種の３回目の実施に向けた準備経費として８９万１,０００円を、経営継承・発展支援事業の実施に伴う農林水産省の間接補助として２００万円を、東陽保育園保育室の電気暖房機修繕料として２０万９,０００円の増額を行うとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

◎日程第３ 認定第１号から

日程第８ 認定第６号まで

○議長（大原 昇君） 日程第３ 認定第１号令和２年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第４ 認定第２号令和２年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５ 認定第３号令和２年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第６ 認定第４号令和２年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第７

認定第５号令和２年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第８ 認定第６号令和２年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上６件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和３年第７回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

１１番上杉晃央さん。

○１１番（上杉晃央君）〔登壇〕 審査の結果。

令和３年９月１６日から５回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど、慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととしました。

審査意見。

一般会計全般について。

令和２年度の一般会計決算は、歳入１６億８,８４６万７,０００円、前年度比６億７,８６５万１,０００円、５５.７%の増、歳出１６億８億５,５３１万８,０００円、前年度比６億３,６２０万４,０００円、５５.８%の増となり、特に庁舎改築事業、屋内多目的運動場整備事業等の公共施設整備、行政各分野に新型コロナウイルス感染症対応事業が新たに追加され、大幅な決算規模となった。

形式収支は１億３,３１４万９,０００円、実質収支も同じく８,３３０万５,０００円の黒字となり、単年度収支は７億３,３万７,０００円の赤字となった。

国の経済財政運営と改革の基本指針の下、美幌町は財政運営計画に基づき、財政の健全化を進めつつ、少子高齢化対策、防災対策、老朽化の進む公共施設整備、人口減少対策、新型コロナウイルス感染症対策などの課題に取り組んできた。

その結果、経常収支比率は８２.１%、前

年度比4.8ポイント悪化してはいるが、実質公債費比率は7.4%、前年度比1.2ポイント改善と各種財政指標はおおむね健全な状態にあると言える。

今後も人口減少が加速化する中、多様な行政課題に的確に対応するためには、財源の確保と不断の事務事業の見直しを心がけ、各種施策の優先度、緊急度を常に精査するとともに、最少の経費で最大の効果を達成するため、一層の健全な財政運営に努められたい。

収入率向上対策について。

町税は、昭和54年度以降最高の収納率96.8%を達成し、日頃の関係職員の努力を高く評価したい。

特に、公営住宅使用料の現年度分収入率は、8年連続で100%を継続していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきもので、職員の地道な努力のたまものと大いに高く評価したい。

一般会計、特別会計合わせて、1億5,682万4,000円の未収金があり、引き続き、負担の公平性と適正化を図るため、収納担当課間で連携した適正な債権管理と収入率強化対策に努力されたい。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第 9 認定第7号から

日程第10 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第9 認定第7号令和2年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第10 認定第8号令和2年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和3年第7回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 それでは、企業会計決算審査特別委員会に付託されました審査結果について御報告いたします。

審査の結果。

令和3年9月16日から5回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど、慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定をいたしました。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

1、水道事業会計について。

人口減少により給水人口が減少する中で、一般家庭用使用水量は前年より2万9,000立方メートル増となっている。

また、有収率は、平成24年度以降、毎年低下傾向だったが、平成31年度83.5%、令和2年度83.4%と横ばいとなっている。これらは5年先を見越した老朽管の更新計画をしっかりと立て、着実に更新工事を行ってきた成果であると認められる。

大口使用者については、8企業11件と

変化なく、使用水量・料金ともに大きな変動は見られていない。給水収益に対する大口使用者の割合は約22.8%となっており、今後は大口使用者特割制度の周知徹底により、業務用料金収入の増加に努められたい。

未収金対策については、収納率が3年連続で前年度を上回り、職員の努力を評価したい。

一方、料金納付方法については、口座振替・コンビニ収納により利用者に利便性を享受しているのは事実であるが、将来的には料金収納コストの在り方についても検討されたい。

今後も町民生活に必要な不可欠の安心・安全・安価な水を供給し続けるという誇りと責任を持って努力されたい。

2、病院事業会計について。

新型コロナウイルス感染症の影響及び医師退職により、患者数並びに医業収益が減少しているが、医師の事務作業補助者を増員して医師の負担の軽減を図るなど、医師定着の努力については評価したい。

医師の体制については、令和元年から令和2年にかけて外科医師を含め4名の常勤医師が退職し、現在6名の常勤医師体制となっている。医師確保については、紹介会社を介した募集など、鋭意努力しているが、さらにあらゆる手段を活用して、医師確保を図られたい。特に、外科医師は医療収益や患者対応の緊急性、また、他医師の負担軽減からも重要な位置づけとされることから、早急な外科医師確保について努力されたい。

令和元年10月から地域包括ケア病床8床を運営しているが、病床稼働率が72.9%と、平成31年度より2.2ポイント減少している。収益向上の観点からも病床稼働率向上に努力が必要である。

医師や看護師等、患者と身近に接する職員については、日々進化する医療技術と知識の向上が必要不可欠である。自らの技能

や知識を向上させるためには、各種講習会や研修会へ参加することも有効であり、それら研修会へ積極的に参加できる組織としての環境づくりも重要である。

今後は、医師の負担軽減と定着率向上のため、特定看護師等の人材確保に努力されたい。

少数意見の留保について。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第11 議案第66号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第66号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の10ページになります。

議案第66号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明を申し上げます。

令和3年5月12日議決の美幌町役場旧庁舎解体除却工事に係る工事請負契約の締

結についての一部を次のとおり変更するものとする。

役場旧庁舎の解体除却工事につきまして、庁舎棟、議事堂棟、渡り廊下の解体及び撤去を終え、取壊しに伴うアスベストの除去面積、産業廃棄物等の受入れ量が確定いたしましたので、設計変更を行おうとするものでございます。

変更する事項といたしましては、契約の金額を1億747万円から1,395万9,000円を増額し、1億2,142万9,000円といたします。

契約の相手方は、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地の25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長田中和明であります。

変更の概要につきまして、1点目は、庁舎棟及び議事堂棟のアスベスト除去面積の増加に伴う除去費用の増でございます。

アスベストの除去範囲につきましては、実施設計において、建設当時の図面を基にアスベストの含有箇所を想定し、工事費を積算しておりましたが、旧役場庁舎は執務で使用中でありましたので、目視確認により除去範囲を特定していたところでございます。

その後、現場において仕上げ材及び下地材の撤去を進める中で、庁舎棟、議事堂棟のいずれにおきましても、当初は想定していなかった壁や天井の一部からアスベストの含有が確認され、除去作業に要する日数が増えたことにより、工事費が増額になったものでございます。

2点目は、解体除却に係る産業廃棄物等の受入れ量の確定に伴う処理費用の減でございます。

金属くず、廃プラスチック、アスファルトコンクリート塊など、取壊しに係る発生材の処分量が確定いたしましたので、当初の見込みを下回ったことから、工事費を減額するものでございます。

工期につきましては、令和3年12月3

日に変更はございません。

なお、設計変更に伴い契約の金額が増額となりますが、当初予算額の範囲内であり、補正予算の計上は必要がないことを御報告させていただきます。

以上、議案第66号につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、2点ほどお伺いいたします。

庁舎の建物の建築年数を見ると、アスベストが問題になったときに、アスベストが含まれている建物だということはある程度想像がつくと思うのですが、当時話題になったときにしっかりアスベスト調査をしていなかったのかどうかはまず1点。

それと、今回金額が変わりますが、今、原油の高騰、鋼材価格の高騰といろいろ出てきております。そういったところの単価スライドの問題は大丈夫なのかどうか。

この2点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設課長。

○建設課長（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

単価の関係の御質問でございますけれども、既に今回は概数等の確定ということで作業を確定している部分でございますので、単価等の変更はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの過去に調査した経過についてということですが、総務部長から説明のとおり、執務をしていたということで、あくまでも調査はせずに、図面等からある箇所を拾っていたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） そのほかに質疑は

ありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 簡単な質問ですけれども、全員協議会のときに工期の延長ということで、駐車場の利用が12月から39台と聞いているのですけれど、これは、いつ、どのように発表して、周知徹底をするのか。

実は、しゃきっとプラザの駐車場に集中しているということで、8時半、9時に来た段階で既に満車です。

職員はとめていないと思うのですけれど、しゃきっとの駐車場が満杯になっていて、今度この上の駐車場が39台使えたとしても、また一部の車が恒常的にとめるとなると、来訪者、来庁者の方が増えるとしても、また同じように満車の状態なのかなと。

それでお聞きしたいのは、この39台で僕は悪いとは思わないですけれど、しゃきっとプラザはどうしてもとめている率が高いので、その実態をどのように把握しているのか。

要するに、しゃきっとプラザにとめられない人が多くて苦情がありますので、それが解消されたとしても、今度は上が恒常的に埋まってしまったら困りますので、常時とめている方が、来庁者、来訪者以外がどれだけいるのかがすごく気になるものですから、もしわかっていましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

今、松浦議員から御指摘をいただきました。今回役場の庁舎改築ということで、工期を設定した中で事業を進めているわけですが、多くの皆様に御不便、御迷惑をおかけしています。

また、駐車場の利用につきまして、現在は非常に御不便をおかけしているわけですが、議員からお話があったとおり、12月

13日、月曜日から役場庁舎の南側、役場正面に39台分の臨時駐車場を確保することで準備を進めてございます。

この駐車場の一部供用開始によって、庁舎を利用される皆さんの御不便を少しは解消できると思いますが、ただ、御指摘のとおり、今しゃきっとプラザの駐車場が非常に混雑している状況も理解しているところであります。

恒常的にどのような方がとめているかというのは、詳細には把握してございませんが、12月13日以降は、一部供用を開始する役場正面の駐車場を利用いただくことで、しゃきっとプラザの利用者の皆さんにも現状よりは御迷惑をかけずに運用できるのではないかと考えてございます。

なお、今準備を進めてございますので、整い次第、町のホームページや地元新聞への記事掲載、あるいは、庁舎内への掲示物等によって、来庁される皆様あるいは町民皆様に広く臨時駐車場の供用開始、39台分につきまして周知を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 駐車場の整備の件については、僕は12月一般質問をしましたが、今聞きたいのは、恒常的にしゃきっとにとめている車の所有者もしくは乗り入れする方が多い、だからそれは恒常的という意味なのですけれど、その人たちの台数が、上に行くのか、下にとめたままいくのかによって、しゃきっと側の駐車場のスペースが空かない場合は困りますので、もし恒常的にとめていいとなっている車があるのであれば、それはしゃきっとから撤去して、上の駐車場に移動するだとか、そういう形を取らないと、空けば移るではなくて、恒常的な車をどうにか誘導するような形で、できれば、しゃきっとに常時10台から15台のスペースを空けなければ、

本当に皆さん大変なことになっていますので、そこの考慮をもう一度お願いしたいと思うのですけれど、どうですか。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

しゃきっとプラザの駐車場については、従前は新庁舎側の1列について、社会福祉協議会等の車両をとめてございました。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、駐車スペースが狭隘化しているということで、そこの確保を図るため、各団体に協力をお願いいたしまして、今のところそのスペースから別な場所に車両をとめていただくようお願いをしているところでございます。

今現在とまっている車両につきましては、私どもといたしましては一般車両という認識でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ですから、その辺の恒常的な車の台数を考えて、この駐車場の工期が遅れているということをきちんと確認しないと、一般市民の不利益、使いにくいところがありますので、ぜひ、恒常的な車の配置を、今回12月の臨時スペースのときからきちんと把握してほしいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 先ほど木村議員からも質疑がありました、アスベストの件についてですけれども、旧庁舎を建てたときには、アスベストをどんどん使うということで工事が始まっていた。

私も建設業に携わっていて、アスベストが飛び交っている中で工事をした経過もありますし、病院で検査した結果、肺気腫の

兆候があるということで、ただ発症していないので補償どうのこうのは、当然発症すれば補償ということで、その経過は見られないので安心していますけれども、国からアスベスト使用不可と決定したときに、全国的にアスベストの調査をなさいという通達が出てくるはずですが、そのときにきちんと把握していたのか。調査したのか、していないのか。

木村議員もそのことを聞きたかったのだらうと思うのですが、今回の知らなかったというのは、聞き方によっては言い訳かという話になってしまうのですが、その前に、全国的にアスベストの使用量を把握しなさいという通達があったときに、きちんと調査をしたのか、していないのか、したけどわからなかったのか。そういうことを聞きたいということでありま

す。

以上です。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、過去にそういった通達に基づきまして、目視による確認はした経過がございますが、含有調査までは実施をしていないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 6 7 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 2 議案第 6 7 号令和 3 年度美幌町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の 1 2 ページになります。

議案第 6 7 号令和 3 年度美幌町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明を申し上げます。

令和 3 年度美幌町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 6 億 4 3 1 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費で御説明いたしますので、議案書の 1 5 ページをお開き願います。

第 2 表、繰越明許費でございます。

翌年度に繰り越すのは、2 款総務費、1 項総務管理費、事業名は庁舎改築等事業。

金額は、1 億 2, 0 9 8 万 9, 0 0 0 円でございます。

なお、庁舎改築等事業のうち、翌年度に繰越しをいたしますのは、庁舎駐車場整備工事と庁舎外構工事等管理業務委託料になります。

繰越明許費を設定する理由でございますが、議案第 6 6 号で御説明したとおり、美幌町役場旧庁舎解体除却工事におきまして、庁舎棟及び議事堂棟のアスベスト除去面積の増加に伴い、外構整備に係る工事の工程に影響が及んでございます。

工期内の完成に向けまして、工程調整や作業員の増強など、工程の回復に努めてまいりましたが、現時点で約 1 か月程度の遅れが生じてございます。

このため、駐車場のアスファルト施工が冬期間にずれ込むことで、凍結、融解による不陸や沈下のリスクがあること、冬季施工となる場合、品質管理の観点から再生合材ではなく新材を使用することになるため工事費が増大となること、以上の理由により冬期間は施工を休止し、雪解け後に施工を再開することといたしたく、工期を当初の令和 4 年 2 月 4 日から 1 4 0 日間延長し、令和 4 年 6 月 2 4 日に変更しようとするものであります。

先ほどの議案審議においても若干触れましたが、来庁者の皆様の利便性を考慮し、1 2 月 1 3 日より庁舎南側、役場正面に 3 9 台分の臨時駐車場を確保いたしたく、準備を進めてございます。

町民皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、歳出につきまして御説明いたしますので、議案書の 2 1、2 2 ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目保育園費、2、東陽保育園管理運営事業費の増、修繕料 2 0 万 9, 0 0 0 円につきましては、東側の保育室に設置されております電気暖房機 2 台のうち 1 台が故障したため、取替え修繕をするための費用になります。

電気暖房機 1 台とエアコン暖房により保育業務には支障のない室温が確保されておりますが、今後の厳寒期を迎えるに当たり、故障した電気暖房機を取替え修繕いたします。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、2、予防接種事業費の増、業務等委託料、健康管理システム改修委託料 8 9 万 1, 0 0 0 円につきましては、新型コロナ

ナウイルスワクチンの3回目接種に係る接種券や予診票、台帳等の発行に向けた準備経費で、費用の全額が国庫補助金により措置されます。

3回目のワクチン接種を円滑に実施できるよう、美幌医師会をはじめ関係者との協議を進めておりますが、接種の開始時期や接種会場、予約受付の方法など、詳細が決まり次第、町民皆様に広く周知をさせていただきますと存じます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、経営継承・発展支援事業補助金200万円につきましては、地域の中心経営体から経営を継承し、計画に基づき経営の発展に取り組む後継者に対し、国と町が一体となって支援する事業で、事業実施主体となる一般社団法人全国農業会議所から国の事業採択の通知がございましたので、今回予算計上を行うものであります。

対象となる農業者は2戸で、経営発展計画に基づいて導入する省力化作業機械の導入経費に対しまして、1戸当たり100万円を上限に、国と町が折半する制度でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書19、20ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金89万1,000円は、3回目のワクチン接種に向けた健康管理システム改修に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、補助率は10分の10であります。

次に、21款繰越金、1項、1目、1節の前年度繰越金120万9,000円につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして前年度繰越金を充てるもので、今回補正後の繰越金の支消残は、1,261万6,000円となります。

次に、22款諸収入、5項、5目、1節の雑入100万円につきましては、歳出で御説明いたしました経営継承・発展支援事業補助金で、事業実施主体となる一般社団法人全国農業会議所から美幌町へ交付されます。

以上、議案第67号令和3年度美幌町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 22ページの6款農林水産業費の18節負担金補助及び交付金の200万円についてですけど、省力化のため購入する機械の中身がわかれば教えてほしいというのが小さく1点、大きくは、今回、農業会議から補助になったと入っていますけれど、これはこちらから公募だとか、申請行為で農業会議がつけてくれたものなのか、もともと農業会議の政策として予算配置となったのかということです。どっちかなと。

なおかつ、2件しかないということになれば、この2件というのは既に決まっているのか、これから公募なのか、その辺について伺いたい。

さらに、この予算がまだまだもらえるものかどうか確認したいので、回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答でありますけれども、公募につきましては、全国農業会議所がまず公募を行って、それに対して町で各農家にこういう事業があるけれども応募しませんかという形で公募をして、今回手を挙げたのが2戸という形になっております。

一応、対象を調べましたところ、11戸対象がいたのですけれども、その中で実際

に手を挙げたのは2戸となっております。

予算ですけれども、これにつきましては、今回2戸しか上げておりませんが、国は全国的にやっておりますので、町の分で2戸ということで予算の範囲内で処理されているという形になっております。

また、機械の中身について、今回は2件応募されておりますけれども、まず1件目は、ディスクハローとエアース播種機を導入されて、もう1件がブロードキャスターを導入されております。

これにつきましては永年続くのかということでありまして、農水省の令和4年度予算が出ておりますけれども、今のところ継続される見込みであります。

詳しいことは、まだ正式には通知されておきませんので、今のところ不明ということになっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

1 1 番上杉晃央さん。

○1 1 番（上杉晃央君） 2 2 ページの予防接種事業費の増について、3 回目の接種の関係の委託料ということで説明を受けました。

それで、過去2 回接種した部分については接種のあかしというか、証明みたいなものを私もいただいておりますけれども、3 回目の接種でもそれらについて同じように接種券で接種証明に代わるような形で使えるのだと思いますが、町で特別に接種券を接種した町民に出すとか、そのような検討だとか、そんなことがなされているのかどうかだけお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

1、2 回目と同様に3 回目の接種券に対しても接種済み証を貼ってお返しするような形になろうかと思っております。

それをもって接種の証明ということになるので、今、国、他自治体等々

でアプリを使った接種証明の動きが出ています。お尋ねの点は、その点だと思うので、すけれども、今のところ、本町独自でそういったアプリ開発等についての考えは持ち合わせておりません。

今、国で開発して、それを提供するというところでございますので、当面それを活用いただくような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第6 7 号令和3 年度美幌町一般会計補正予算（第9 号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3 年第9 回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前1 0 時5 3 分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員